

第 1 法人税基本通達関係

1 事業年度

【改正の概要】

一般社団法人・一般財団法人である普通法人、医療法人である普通法人又は生産森林組合（以下「特定普通法人等」という。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその特定普通法人等が解散したものとみなして、みなし事業年度（その事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間）が設けられていた。令和元年度の税制改正においてこの特定普通法人等の範囲が見直され、普通法人及び協同組合等全般を対象にすることとされた（法 10 の 3 ①②）。

また、一般社団法人・一般財団法人又は医療法人（公益法人等に限る。以下「特定公益法人等」という。）が普通法人に該当することとなる場合にもみなし事業年度が設けられていたが、令和元年度の税制改正においてこの特定公益法人等の範囲が見直され、公益法人等全般を対象にすることとされたとともに、移行後の法人類型を普通法人から普通法人及び協同組合等全般にすることとされた（法 64 の 4 ①）。